

第4章 市民自治の展開

<市民自治の四つの武蔵野方式>と<情報の公開>

市民自治の武蔵野方式は、市民会議方式と市民委員会方式を根幹として出発し、ついで、コミュニティ・センターの建設計画の立案を契機にして、境南・西久保・吉祥寺東の三つのコミュニティ予想地区にコミュニティ市民会議が生まれ、さらに、老人食事サービス・ボランティアを中核として、ボランティア活動の気運が醸成されてきた。

つまり、市民自治の武蔵野方式は、市民会議方式、市民委員会方式、コミュニティ市民会議方式、ボランティア活動方式という四つの方式からなるといえるが、今後の展開の力点は、コミュニティ市民会議方式の発展とボランティア活動方式の触発におく。

また、市民自治の大前提は、市政に関する情報の市民への公開にあるので、広報活動全般をさらにいっそう改善し拡充する。(理事者)※以下()内は、施策を推進する主要な責任主体を示す。

(1) 市民会議方式

市民会議方式の活用を拡大する。従来、市民会議方式は、市議会による公聴会・市民の意見を聴く会というかたちでおこなわれていたほかは、長期計画および調整計画の策定過程で主として活用されてきたが、今後は、すべての市民委員会、審議会ならびにプロジェクトチーム、あるいは各部課において、必要に応じ適切な方法で市民会議方式を活用する。一先例としては、地域地区指定のときの説明会、防災計画市民会議、市民センター建設市民委員会の市民会議、市民文化会議の市民会議、宅地開発等調査委員会による市民の意見を聴く会等々がある。(市民委員会・審議会等の事務局である全部局)

(2) 市民委員会方式

市民委員会方式については、その一応の定着という実績をふまえ、以下の措置をとる。

- ① 市民委員会は、市民が自治の担い手としての市民の資格において、市長および市議会の制度的権限を尊重しつつ、市長に対する積極的な政策提言と自主的活動とを合わせおこなう性格のものであることを再確認し、昭和52年度以降は、報酬

支給を廃止し、費用弁償にとどめる。(理事者)

② 市民委員会は、個別具体的な政策提言を積極的に展開し、市政の点検改善を日常におこなうこと、また、ひろく市民と交流し、みずからの広報広聴活動を活発におこなうことに、とくに配慮する。(各市民委員会)

③ 市民委員会方式のマンネリ化を避けるため、それぞれの任務の達成状況などを勘案しながら、適当な時期に既設のものを廃止するとともに、市民委員会方式にふさわしい新しい課題があれば、これに対応する市民委員会を新設する。

既設の市民委員会については、その継続期間を一応下記のようにする。(理事者、各市民委員会とその事務局)

健康市民委員会	(52年2月まで)
コミュニティ市民委員会	(52年9月まで)
緑化市民委員会	(継続、第二次長期計画で検討)
清掃対策市民委員会	(継続、第二次長期計画で検討)
市民文化会議	(継続、第二次長期計画で検討)
広報市民委員会	(継続、第二次長期計画で検討)

また、以下の市民委員会を新設する。

公害交通市民委員会(公害対策懇談会・公害監視連絡員を廃止)

防災計画市民委員会

学校開放委員会

④ 各市民委員会の行動様式は多様化しつつある。他方では、各市民委員会が相互に密接に関連した課題に取り組んでいる。そこで、市民委員会方式の発展と調整をはかるため、適宜に全市民委員会の合同会議を開催し、相互の経験交流と共同討議をおこなう。(理事者、企画部企画課)

⑤ 既設または新設の審議会等の委員構成につき、一般市民代表の参加を拡充する。ときには公募方式の採用も検討する。また、招集日程、議題選定、議事運営、議事録作成等についての自主性を拡大し、審議会等を徐々に市民参加的性格の強い機関に改める。(理事者、審議会等の事務局である全部局)

⑥ 新しい方式として、市民と職員で混成されるプロジェクトチームの活用も考え、市民参加と職員参加との結合をはかる。(理事者)

(3) コミュニティ市民会議方式

コミュニティ市民会議の発展をはかる。

- ① コミュニティ市民委員会は、任期中にコミュニティ・センターおよびコミュニティ改善計画のあり方に関するのこされた諸問題について、総合的検討を加え、市長に提言する。（コミュニティ市民委員会）
- ② 既定の境南・西久保に加え、吉祥寺東のコミュニティ・センターを建設する。それ以外の地区については、優先度に応じて隔年に1カ所のテンポで建設する。（企画部広報課）
- ③ 公会堂・福祉会館・市民会館のあり方をコミュニティ・センターとの関連において検討する。（理事者、企画部）
- ④ いまだコミュニティ市民会議が形成されていない地区について、コミュニティ市民会議の形成を期待する。また、コミュニティ市民会議が新たなコミュニティ・センターの建設計画・自主管理計画を検討するにあたっては、既設の境南・西久保の両コミュニティ・センターの長所に学び、短所を改善することを期待する。（各地区市民、コミュニティ市民委員会、企画部広報課）
- ⑤ 各地区のコミュニティ市民会議には、コミュニティ・センターの建設計画の立案、その自主的な管理運営だけでなく、『地域生活環境指標』等を活用した、自主的なコミュニティ改善計画の立案と自主活動を期待する。（各地区市民）

(4) ボランティア活動方式

老人・成人・青少年・男女の別をとわず、広く市民のボランティア活動の触発をはかる。

- ① ボランティア対策プロジェクトチームの報告にもとづき、広く福祉・保健体育・緑化・文化・学習の諸領域における市民の自発的自主的な地域活動を促進するため、市民によるボランティア・センター設置の運動に協力し、助成する。（理事者）
- ② 地域文庫活動の意義を評価しこれを支援する。（教育委員会図書館）
- ③ 市が委嘱する各種の行政委嘱ボランティアは、できるかぎり公募・登録方式によるものとする。（理事者、総務部職員課）
- ④ 各種の行政委嘱ボランティアにともないがちな権威化およびアルバイト化の弊害を防ぐため、その処遇方法について考え方を統一するとともに、報酬、作業日数、作業時間について検討し、また一般ボランティアと行政委嘱ボランティアを含

めたボランティア活動の事故保険制度の確立に努力する。(総務部職員課)

- ⑤ 愛のスープ事業を廃止する方向で、愛のスープ、老人食事サービス・ボランティア、友愛訪問員の相互関係を整理する。(福祉部厚生課)
- ⑥ ボランティアの育成・ボランティア活動の助成について、関係各課間の連絡調整を緊密にする。(福祉部各課、市民部各課、教育委員会各課。調整—企画部企画課)
- ⑦ 各種の講座、講演会等を企画するにあたっては、できるかぎり市内在住の学識経験者とか市民活動家または職員を講師として活用する。(関係各課、社会福祉協議会等)
- ⑧ 同様に、各種の委託調査をおこなうにあっても、できるかぎり、市内在住の学識経験者等を調査者に依頼し、市民的センスの導入をはかる。(関係各課)
- ⑨ 上記の⑦・⑧等の必要にこたえるため、各種分野の専門家市民名簿のいっそうの充実につとめる。(企画部企画課)

(5) 情報の公開

市民自治の四方式を支える基盤として、市政に関する情報の公開をさらにいっそう改善し拡充する。

- ① 広報市民委員会には、これまで各市民委員会代表を加えてきたが、この方式の下では、任期中の委員交替が頻繁で、委員構成が不安定であるため、第二期広報市民委員会よりこの方式を改める。(理事者)
- ② 政策情報の公開を現在以上に拡充し、また広報紙を市民に親しみやすいものにしていくには、『市報むさしの』の現在の印刷方式、発行頻度、頁数では限界があるので、これらの諸点まで含めた抜本的改善策を検討し、広報活動を大幅に拡充する。(理事者、広報市民委員会、企画部広報課)
- ③ 各種審議会、市民委員会、プロジェクトチームの答申・提言・報告等の全文または要旨は、原則としてすべて『市報むさしの』に公表する。(企画部広報課)
- ④ 広報市民委員会は、これまで公表されてこなかった政策情報についても、その有効な公表方法を検討し提言するとともに、庁内広報のあり方についても積極的に検討し提言する。(広報市民委員会)

〔参考〕

「〔緑化市民委員会要綱〕の運営について」(第1次補正)

武蔵野市緑化市民委員会は、昭和46年9月に発足し、昭和48年9月に第1期委員会の任期を終了したが、第1期委員会は昭和48年7月4日づけで、2年間30数回の委員会運営の慣行をつみあげ、「〔緑化市民委員会要綱〕の運営について」と題する「申し合せ」文書を作成した。

つづく私どもの第2期委員会は、過去2年間、ほぼ全面的にこの「申し合せ」を継承して32回の委員会を運営してきたが、細部にわたっては自主的に新しい慣行を確立してきた点もない。そこで第2期委員会の任期終了を目前にひかえたこの時期に、次期委員会の参考に供し、また、ひろく市民に市民委員会の現時点での運営の実態を明らかにする趣旨で、「〔緑化市民委員会要綱〕の運営について」(第1次補正)を申し合せることにした。

昭和50年9月8日

緑化市民委員会

- I 緑化市民委員会の活動は、市長ならびに議会の制度的権限を尊重する。その活動は、「緑化市民委員会要綱」の規定にもとづくとともに、また政策提案は「武蔵野市基本構想・長期計画・調整計画」「市民緑の憲章」さらに緑化推進本部の基本方針を前提としなければならない。
- II 緑化市民委員会は、市長ならびに緑化推進本部の緑化に関する方針・決定ならびに緑化関係の予算、補正予算については決定後にそのつど報告をうける。
- III 緑化市民委員会は、武蔵野市全体の緑化計画を中心に市民による緑化に関する政策提案を市長に提言するという課題もっているため、当然のことながら、地域的なあるいは機能的なエゴイズムとみなされるような提案・決定をおこなわない。
- IV 緑化市民委員会の内部討論は「協議」、市民ないし市民団体との話し合いは「懇談」、市長ならびに職員機構との話し合いは「討議」という表現を用い、市民緑化委員会の議事運営に関する決定については「申し合せ」、市長への政策提案は「提言」と名付ける。また、ただ単に市長の政策方針を確認するための文書は「質問」と名付ける。
「申し合せ」、「提言」については全員一致を原則とするが、ことに「提言」については多数意見・少数意見がわかれたときは双方を併記する。
- V 緑化市民委員会は、市長への政策提案を主要課題とするが、同時に「市民緑の憲章」の精神にしたがった市民行動を促進する課題をもになっている。そのため、要綱第7条にもとづ

いて、必要に応じて市民会議を開くとともに、この規定の意味するところにもとづいて、ひろく市民ないし市民団体その他と懇談をおこなって緑化についての市民間の意見の調整をはかり、あるいはまた「緑の日」の記念行事等の主催・協賛もしくは呼びかけをおこなうことができる。

VI 緑化市民委員会は、長期展望にたった「活動プログラム」を作成し、それを必要に応じて修正をかさねるとともに、その項目の緊急度の高い順位に従って自主的に議題を決定し、職員機構との討議のうえ結論のでたものから、そのつど市長に緑化に関する計画案について個別施策案をふくむ政策提案を「提言書」というかたちで文書で提出し、必要のある場合は直接市長と討議する。

この「提言書」については、ほぼ2ヵ月以内に市からの回答を期待する。

政策提案においては、その計画案ないし個別施策案が市の長期計画への組み入れを期待しているのか、次年度予算への組み入れを期待しているのか、それとも当該年度中の実施を期待しているのかをできるだけ明示する。したがって、政策提案は、それぞれの期待に適した時点でおこなうようにつとめる。

VII 緑化市民委員会は、要綱第6条にもとづいて担当セクションの緑と花の課だけでなく、必要なセクションの担当職員の出席を得て、意見の交換および討議をおこなう。この職員との意見の交換、さらに討議はラウンド・テーブル方式とする。また、必要情報、資料の提供・作成に助力を得る。しかし、緑化市民委員会の決定は、自主的に「提言書」として直接、市長に文書によって提出する。

VIII 緑化市民委員会は、その運営について、開催日程、議題決定、議事運営、議事録作成を自主的におこなう。開催は、月1回を定例委員会とし、必要に応じて緊急委員会を開く。

議題については、自主議題だけでなく、市長、緑化推進本部、緑と花の課などから提案された議題をもふくむ。要綱第8条の市長への報告は、議事録の提出をもってかえる。

IX 緑化市民委員会からの質問によって緑化関係の行政問題、とくに緑化市民委員会の提言にもとづく政策の実施過程について、担当セクションから報告を受け得る。

X 市民委員会の活動は、ひろく市民とたえず交流したものでなければならず、このためには、まず何よりも市民委員会の活動が市民に周知されることが大前提となると思われる。

そこで、緑化市民委員会の会議は、報道関係をふくめてひろく公開する。

なお、緑化市民委員会は、提言をふくむ議事内容が広く市民に伝達されるよう、市報特集号の編集をふくめて広報活動を講ずる。

XI 緑化市民委員会は、臨機にその権限の範囲内で市民の立場から、都その他自治体レベル・国レベルの行政機構、もしくは民間団体と討議し、あるいは意見書ないし要望書を提出することができる。

XII 委員会の開催通知は、議事録の末尾に掲載するが、緊急委員会の開催通知は、適宜の方法をとる。委員会当日出席できない委員は、必ず事前に事務局に連絡する。

第5章 庁内態勢の再編成

先の第一次調整計画がその第8章と第10章で指摘した「課題別計画の立案と推進」および「市政における態勢の確立」は、その後の客観情勢の推移に照してみても、第一次調整計画策定時にもまして、緊急かつ重要な課題になっている。なぜならば、すでに第1章で述べたように、この第二次調整計画は、長期計画の改定への引継ぎ、都市基盤の維持管理段階への移行、市民自治の新たな展開、低成長時代への移行という四つの意味で転換期に直面しており、また新市庁舎の建設を予定しているからである。その意味で、庁内の行政態勢を客観情勢の推移に対応した形に再編成することは、今回の調整計画の基本課題の一つである。そして、この点についてはとくに、理事者をはじめ全職員の責任が重いことを再確認する。

(1) 機構の再編成

- ① 昭和49年11月、部課係長からなる事務機構改革プロジェクトチームが設けられた。このプロジェクトチームは昭和50年2月、市長に報告書を提出した。同報告書は、先の第一次調整計画の「第10章市政における態勢の確立」の指摘を基礎にして、その主旨を調整機能の充実、市民活動への対応、生活環境行政の強化、開発行政の一元化におき、結論として別表のような機構改革案を提言した。
- ② 上記報告書の機構改革案は、庁内の部課係長たちの多様な意見を調整した苦心の作と認められるが、改革案の下での分課分掌が十分に煮詰められているとはいえない。また、報告書提出時点からかなりの時日も経過し、その間の状況の変化もある。そこで、上記報告書の機構改革案を基礎にしながら、あらためて全庁的な討議をおこない、早急に実施案をかためて機構改革を実行する。
- ③ なお、上記報告書の機構改革案を基礎にして実施案をかためていくにあたっては、少なくとも以下の五点について特にあらためて検討を加える必要があるだろう。
 - ① ごみ処理施設の建設整備等が完了するまでの間、清掃部を独立させ、その陣容を充実すべきではないか。
 - ② 下水道整備第一次計画の進捗状況にかんがみて、下水道部は縮小再編成すべきではないか。
 - ③ 市民福祉システムの総合化の観点から、健康課を福祉関係部課と統合すべきではないか。

㉔ コミュニティ・センター、公会堂、福祉会館、市民会館等の管理部門を統合すべきではないか。

㉕ 学校施設の管理部門のあり方について再検討すべきではないか。

④ また、新市庁舎の完成時までには、後述のように、①大量反復・多量計算業務の電算化計画および、㉔文書管理・市政資料センター・職員図書室・物品管理に関するシステム計画を具体化するとともに、以下の二つの基本問題について検討する。

㉖ 税務の臨戸徴収廃止の可否（可とするときはその方法）

㉗ 出張所統合の可否（可とするときはその方法）

(2) 組織管理の改革

① 市政における態勢の確立をはかるには、理事者の関心とエネルギーを庁内業務に向けねばならないが、これには限度があるので、理事者はあらかじめ担当部長に明確な指示を与え、この指示の枠内での判断と裁量を担当部長に委ねる慣行を確立するように努める。

② これに関連し、復命・報告制度など必要な措置を確立したうえで、部課長の決裁権限を拡充する。

③ 各課係班の業務量と人員との対応関係に不均衡が生じないように、つねに職員配置の適正化に努める。この点については、管理職である部課長の自覚と同時に職員間の率直な相互批判を期待する。

④ 各課内の係班の業務には、時期的に繁閑の違いがある。だが、各課内においてさえ、係班をこえた相互の応援態勢を組む気風が欠如している。その原因の一端は、各班レベルにいたる組織の過度の細分化にあると考えられる。そこで、今後は、現行のように、一般係員を班別に配属する方式を改め、原則として課別に配属するにとどめ、各係班別配置は各課の時宜に応じた判断に委ねるものとする。

⑤ 人事異動は定期的におこなう。とくに特定職員の同一ポスト在職期間の長期化には弊害が多いので、この点の是正に留意する。

⑥ 有為な人材の積極的な登用、意欲的な職員に対する創造的検討課題の割当てなどを通じて、職員の志気の向上をはかる。

(3) 職員研修の改善

① 昭和50年度に職員研修要綱等が整備され、年度ごとの職員研修計画が策定され

るにいたったことは、大きな前進である。これをさらに改善していくため、以下の諸点につき、庁内の研修会議で具体化方策を検討していく。

- ② 職員研修の全体系に関する周知徹底をはかる。とくに派遣研修・職場研修・自主研修の仕組みを積極的に活用していくためには、部課長の理解が必要である。
 - ③ 基本研修の時期・方法・内容等について、各課の業務の状況との調整をさらに綿密にするように努める。
 - ④ 新任研修の第一部は、新任職員の配属決定前におこなう。またその内容については、新任職員が武蔵野市の現況を、現場で「目と足」で知るようなものに改善し、一日も早く、職員が市民的な認識と感覚を身につけるように工夫する。
 - ⑤ 自主研修の研究結果公表の規定を具体化するために、『研究調査季報』（仮称）の刊行を早急に実現する。
 - ⑥ 各課単位に予算計上している負担金・分担金等のなかには、各種協会・協議会等が主催する研修会への参加費的なものがなお残存している。この種の負担金・分担金等については、これを職員研修担当部門の予算に一括計上する。
 - ⑦ 市民と職員との相互理解を少しでも広げる趣旨から、一方では市民を主対象とする講座等への職員の参加を研修の一環として認め、他方では職員研修にも一定数の市民の希望者の参加を認める方法を検討する。
- (4) 職員参加と庁内コミュニケーションの拡大
- ① 職員参加には、二つの側面がある。第1の側面は、職員各自がその担当業務、所属セクションの業務を通じて、意欲的創造的に市政の改善をはかることであり、第2の側面は、職員が各自の担当・所属をこえて、市政全般につき自由率直に建設的な批判提言をしていくことである。
 - ② 職員参加の基礎ともいえるべき第1の側面を充実するために、以下の点に努力する。
 - ① 課係レベルでの日常的な職場討議の気風を確立する。
 - ② 長期計画・調整計画・3カ年実施計画のために各課から提出する事業計画書の立案、各課内の職員配置、課内職員の研修計画等については、職場討議の慣行を確立し、少なくとも、課長・係長・主任による討議をおこなうものとする。
 - ③ なお、長期計画・調整計画・3カ年実施計画・予算等について各課の事業計画書を提出するにあたっては、口答説明のみにたよらず、事業の目的、目標、

対象、基準、実施方法、予想される問題点とその解決方法等を文書で説明する慣行を確立する。

③ 職員参加の第2の側面を充実するために、以下の点に努める。

① 各自の担当業務に精励するなかからおのずから生じる他部門の業務のあり方についての疑問点につき、自由率直で建設的な相互の批判提言を促進する。職員相互間の批判に耐えられないような施策・方針・態度は市民の批判にも耐えられるはずがないからである。

② 毎年庁内でおこなわれる3カ年実施計画・予算等の策定過程においても、長期計画・調整計画の策定過程と同様に、職層別のヨコ構成のヒヤリングを加味する。

③ その他、プロジェクトチームでの討議、職員研修での討議、庁内報紙上での討議等を、職員参加の一環として拡充する。

④ 「主管者会議の状況について」が各係に配布されはじめたことは職員参加の基礎を築いたものとして、これを高く評価する。今後とも引き続き上から下への情報の伝達に努力する一方、進行管理規程にもとづく「業務状況旬間報告」を着実に起こない、下から上への情報伝達も改善する。

⑤ これに関連して庁内報の編集手続、掲載内容、編集原則等を定めた、『庁内報要綱』を早急に策定する。

⑥ 文書管理システムの一環として、各種文書情報の保存・利用、各種印刷物の市政資料センターおよび図書館への収集方法とその利用・公開、職員図書室のあり方等に関する規程を整備する。

(5) 個別計画立案の推進とプロジェクトチーム方式の活用

① 個別計画立案の推進が必要である状況は、先の第一次調整計画の策定時と基本的に異なるところがない。この第二次調整計画のなかにも、数課にまたがる計画指示事項が数多くある。これらのうちのあるものについては、市民と職員からなるプロジェクトチームを活用し、またあるものについては、職員のプロジェクトチームを活用して、個別計画の立案を推進する。

② なお、プロジェクトチーム方式は、組織のタテ割編成に伴なうセクショナリズムを打破する機会であり、職員の全体的視野を広げ、職員間の建設的な批判提言を促進する機会でもあることを考え、プロジェクトチーム方式の活用にあたって

は以下の原則を遵守する。

- ① プロジェクトチームの構成員は、検討課題の性質にもよるが、できるだけ部課長に偏することなく、実際に関連業務を担当している意欲的創造的な職員をもって構成する。
- ② プロジェクトチームは市民会議・庁内会議を開催することができるものとする。
- ③ 市民を加えたプロジェクトチームの報告書の全文または要旨は、かならず市民に公表する。また数課にまたがるプロジェクトチームの報告書の全文または要旨は、原則としてすべて少なくとも庁内に公表する。
- ④ プロジェクトチームを設置しその報告書を受理した理事者・部課長等は、報告書の指摘・提言事項の採否とその理由など、報告書の処理方針をすみやかに定め、これを公表するか、あるいは少なくともプロジェクトチームの参画者に回答する。

(6) 経営診断の実施

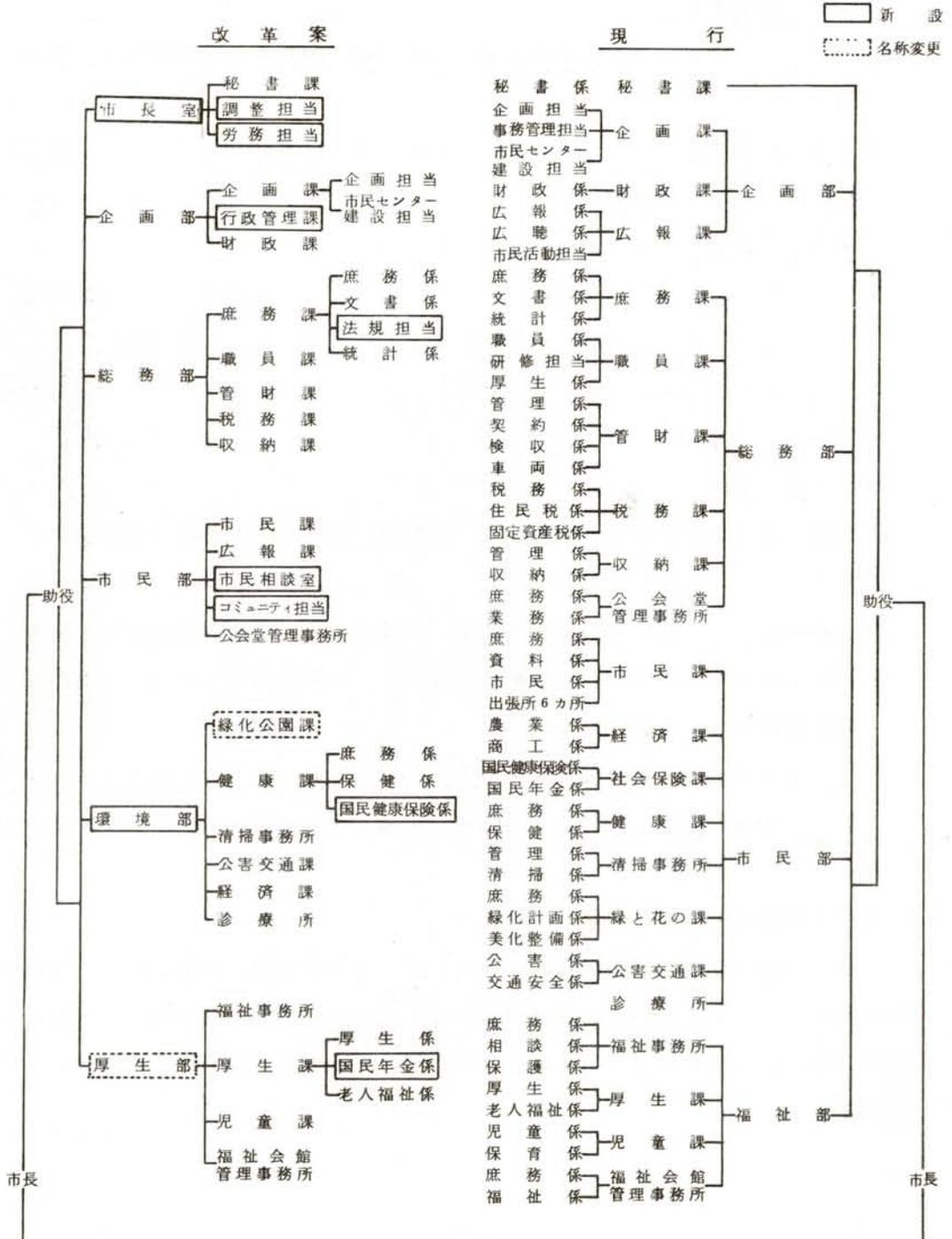
- ① 長期計画の改定作業に入る以前に、転換期における庁内態勢の再編成がどの程度推進されたかを第三者の目で確認し、市議会および市長はもとより、市民、職員、職員組合に共通の検討素材を提供する趣旨から、市政の経営診断を主眼にした調査委員会を設置する。この調査委員会は、企業診断等に熟達した市内在住の学識経験者をもって構成する。
- ② この経営診断は長期計画の改定作業の一つの参考にするためのものであり、具体的な改善案の勧告ではなく、問題点の指摘とその原因の解明を期待するものである。

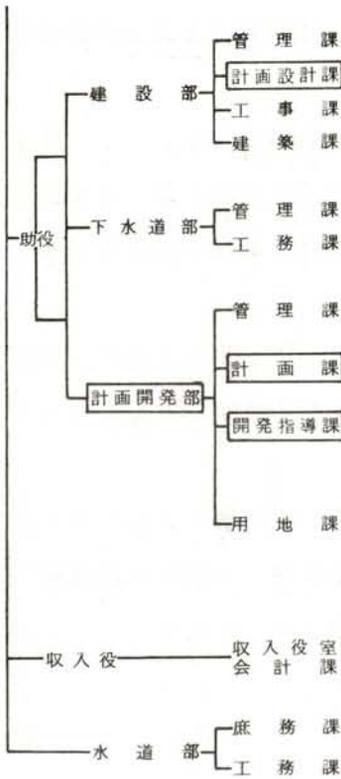
(7) 第二次調整計画の進行管理

主管者会議は、毎年適切な時期（たとえば、3カ年実施計画策定時、予算編成時、年度末等）に、第二次調整計画の進行状況を点検するため、各部課からそれぞれの担当課題への取組み状況に関する報告をもとめ、その後の進め方についての方針を討議する。

(参考)

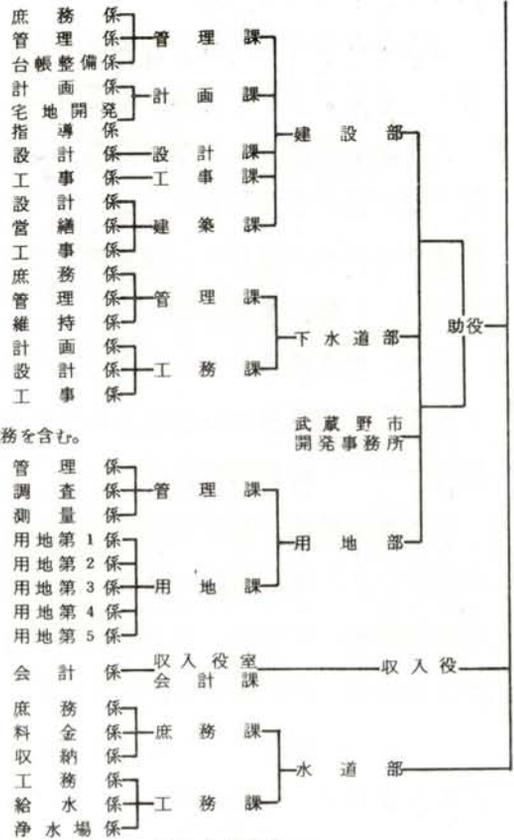
武蔵野市事務機構改革プロジェクトチーム改革案





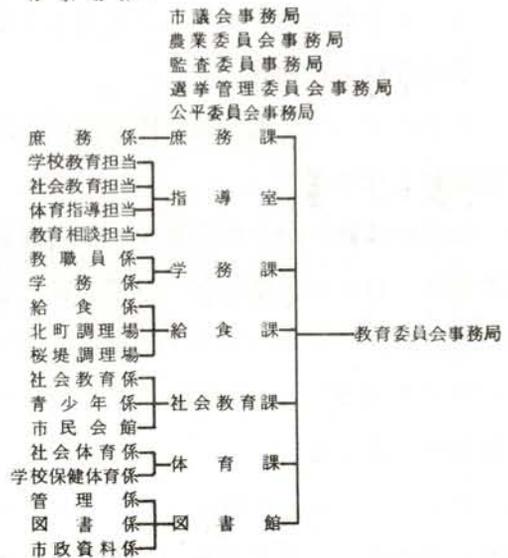
○ 補償計算を含む。

○ 宅地開発指導要綱業務を含む。



武蔵野市
開発事務所

各種委員会は現行どおり

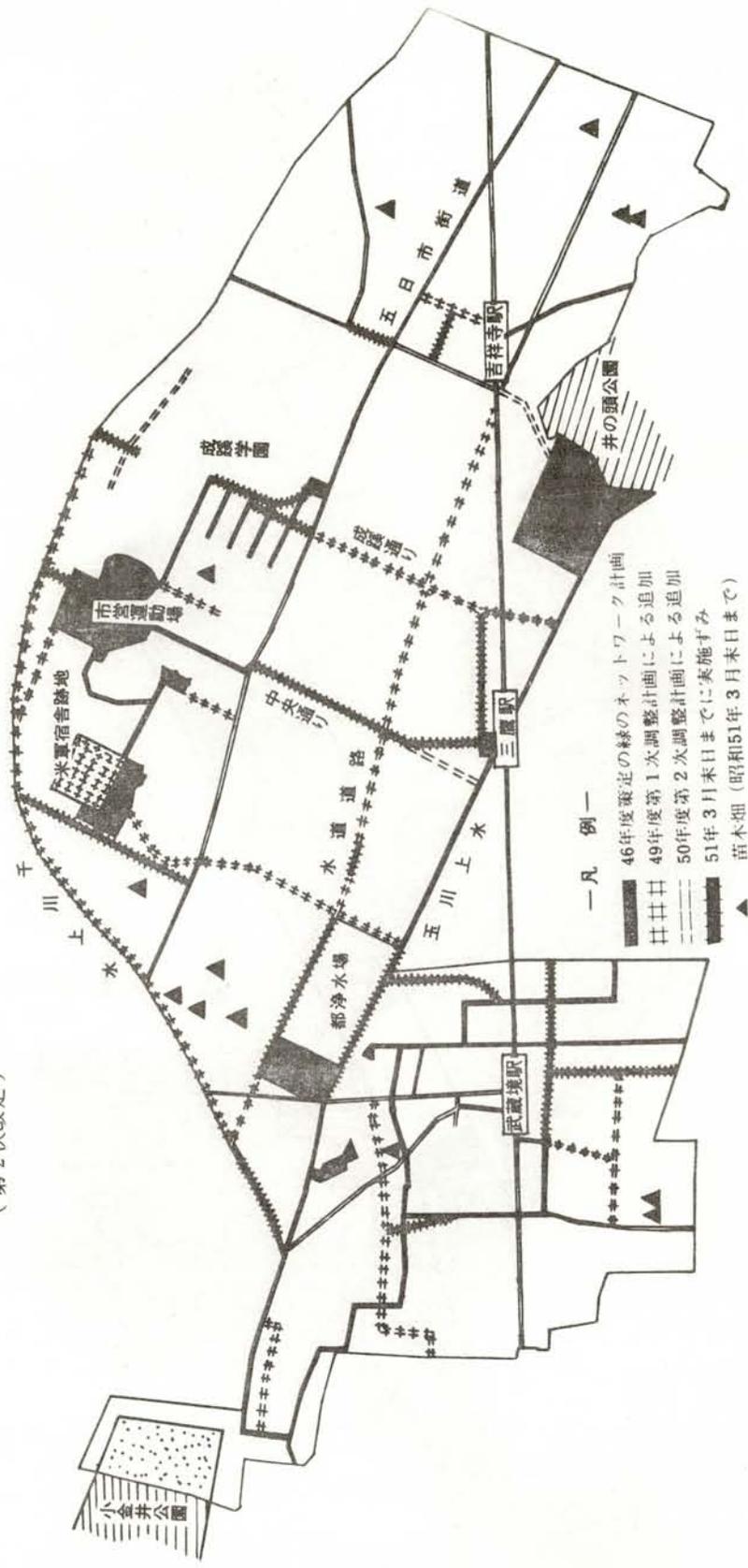


第6章 六大事業計画の推進

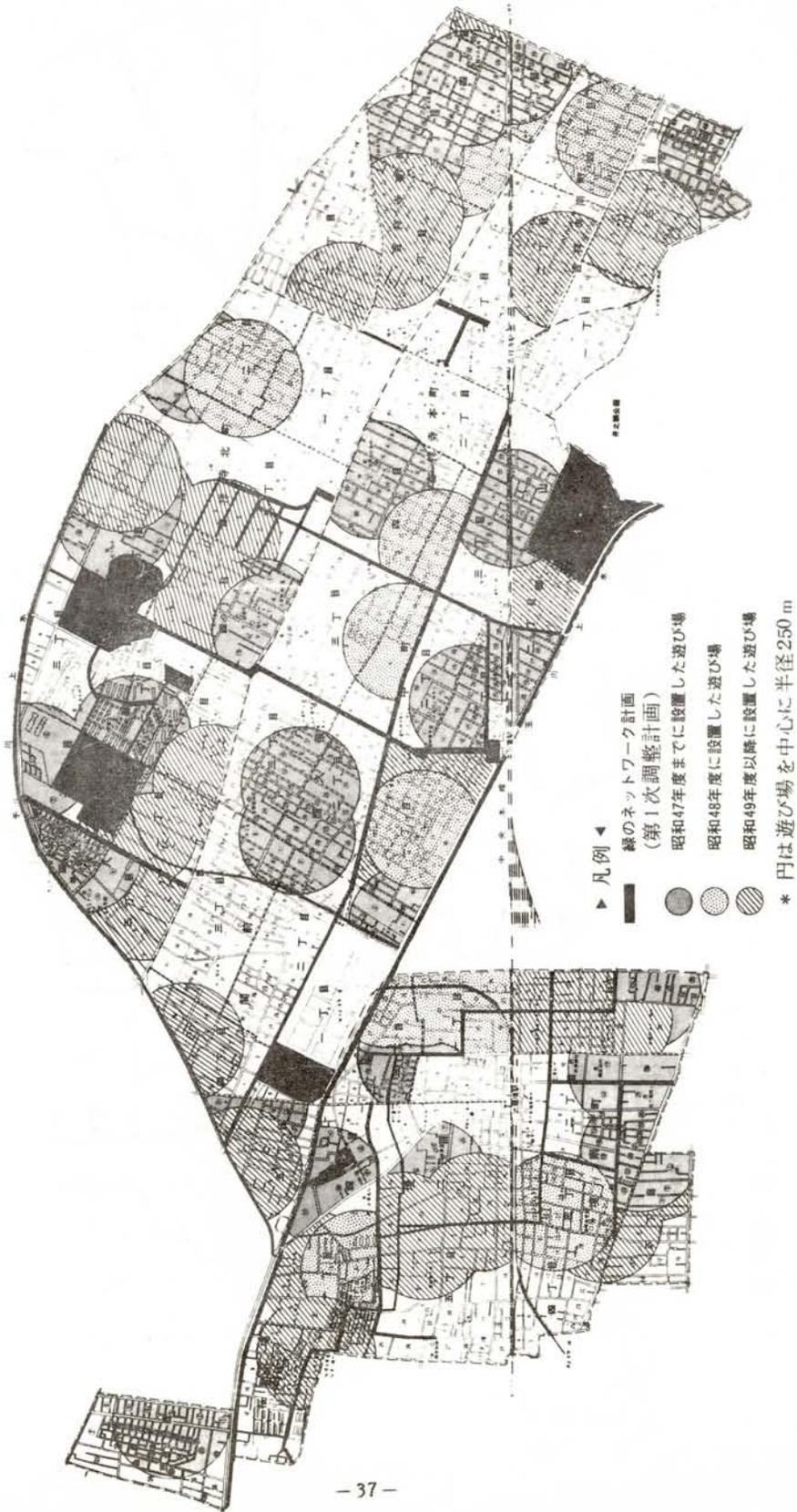
(1) 緑のネットワーク計画

- ① 市緑化推進本部の開催頻度をまし、緑化市民委員会、植樹選定委員会の提言に対し、責任をもって迅速に応答する。(理事者)
- ② 米軍施設跡地A・D地区の都立公園化計画の決定は、昭和50年における、武蔵野市政の最大成果である。したがって、この都立武蔵野中央公園に関し東京都と協議するため武蔵野市の要望案を策定する。その立案主体と策定手続きを明確に定める。(緑化推進本部)
- ③ なお、都立武蔵野中央公園に関する武蔵野市の要望案を策定するにあたっては、ここが広域避難場所に指定されているので、避難物資の備蓄倉庫の併設について検討する。(総務部庶務課)
- ④ 米軍施設跡地C地区の市への売却方針が決定したので、その購入をおこなう。市民センター建設問題の進展と併行して、中央市民公園計画(市営陸上競技場、市営運動場、C地区)の立案をおこなう。中央市民公園計画の策定までは、市営陸上競技場、市営運動場部分につき、大規模な建設工事はおこなわないものとする。ただし、市営プールは、その安全に問題があるので、早急に改修する。(緑化市民委員会、市民部緑と花の課、教育委員会体育課)
- ⑤ 玉川上水遊歩道計画および千川上水遊歩道計画の促進を東京都に要望する。(市民部緑と花の課)
- ⑥ グリーンパーク遊歩道公園計画の立案と実施を52～55年度で完成する。(市民部緑と花の課)
- ⑦ 仙川の改修計画との関連で、仙川緑道計画のあり方を具体的に検討する。(下水道部、緑化市民委員会、市民部緑と花の課)
- ⑧ 街路樹、グリーンベルト、緑道、並木道等の整備は、緑のネットワーク計画(第2次改定)にしたがって、当分の間、従前どおりのテンポで進める。(市民部緑と花の課)
- ⑨ グリーンベルトの新設とガードレールの取替えないし新設とは併行して、計画的に進める。(市民部緑と花の課、市民部公害交通課)
- ⑩ 『公園等整備倍増3カ年計画』は51年度で完了するので、51年度中に、公園・

第3図 緑のネットワーク計画
(第2次改定)



第4図 遊び場



遊び場等に関する新計画を立案し、緑化推進本部で策定する。今後は、遊び場分布の地域的不均衡是正に最大の努力をはらう。なお、土地借上げ方式による増設には限度があるので、今後は計画的に毎年度遊び場用地を買い上げる。(緑化市民委員会、市民部緑と花の課、緑化推進本部)

- ⑪ 遊び場での事故保険制度を52年度より実施する。(市民部緑と花の課)
- ⑫ 学校緑化計画の基本方針を策定する。(市民部緑と花の課、教育委員会庶務課、緑化推進本部)
- ⑬ 緑地の確保に関する諸条例を個別に順次立案し提案する。(緑化市民委員会、市民部緑と花の課)
- ⑭ 農地の使用貸借をおこなうときは、できるかぎりこれを児童遊園とするように努める。児童遊園用地として使用貸借できないものをすべて苗圃にすると、苗圃が必要以上に増大し、維持管理人員を要することになるので、たとえばこども農園・草野球場など、児童遊園と苗圃の中間形態を検討する。(緑化市民委員会、市民部緑と花の課)
- ⑮ 事業所緑化に関する要請方針を検討する。集合住宅等規制条例に加味できるものは、この中に取り入れる。(緑化市民委員会、市民部緑と花の課)

(2) 市民施設のネットワーク計画

- ① コミュニティ市民委員会は任期中にコミュニティ・センターおよびコミュニティ改善計画のあり方に関するのこされた諸問題について総合的検討を加え、市長に提言する。(コミュニティ市民委員会)―第4章の(3)の①を再掲
- ② 既定の境南・西久保に加え、吉祥寺東のコミュニティ・センターを建設する。それ以外の地区については優先度に応じて隔年に1カ所のテンポで建設する。(企画部広報課)―第4章の(3)の②を再掲
- ③ 公会堂・福祉会館・市民会館のあり方をコミュニティ・センターとの関係において検討する。(理事者、企画部)―第4章の(3)の③を再掲
- ④ 市民センター建設構想に修正を加えて新市庁舎建設と市民ホール建設とを分離する場合には、新しい市庁舎にも、市民の利用に供する会議室等を設ける。なお、新市庁舎がアメリカンスクール跡地に移転する場合には、市民ホール問題を含め、現市庁舎跡地の総合的な利用計画を策定する。(企画部企画課)
- ⑤ 多目的市民施設の建設という大方針は引き続き堅持する。したがって、コミュ

ニティ・センター構想および市民センター構想との将来の関係が不確定である公会堂、福祉会館については、当面大改修・増築等はおこなわず、冷暖房および付属設備などの応急の改修にとどめる。（総務部公会堂管理事務所、福祉部福祉会館管理事務所）

- ⑥ 消防団第8分団および第4分団詰所の改築をおこない、消防団詰所関係の整備改築事業を完了する。この二つの詰所には会議室が併設されるので、これを一般市民の利用に開放する。（総務部庶務課）
- ⑦ 各種公共施設をできるかぎり一般に開放する一環として、とくに学校校庭開放（現在は、第3日曜日を除く日曜日）・市営陸上競技場の開放（現在は、月1回第3日曜日のみ）をさらに積極的に推進する。（学校開放市民委員会、教育委員会庶務課、教育委員会体育課）
- ⑧ 中学校1校に、体育館開放用施設を実験的に付設し、体育館開放の可能性と効果を検討する。（教育委員会体育課）
- ⑨ 各種集会施設の利用基準を再検討し、また、利用者グループ間の調整をはかり、特定の企業または団体の専用施設とならないように工夫する。（集会施設を管理する全部局、市民文化会議。調整—企画部企画課）

(3) 全市完全下水道化計画

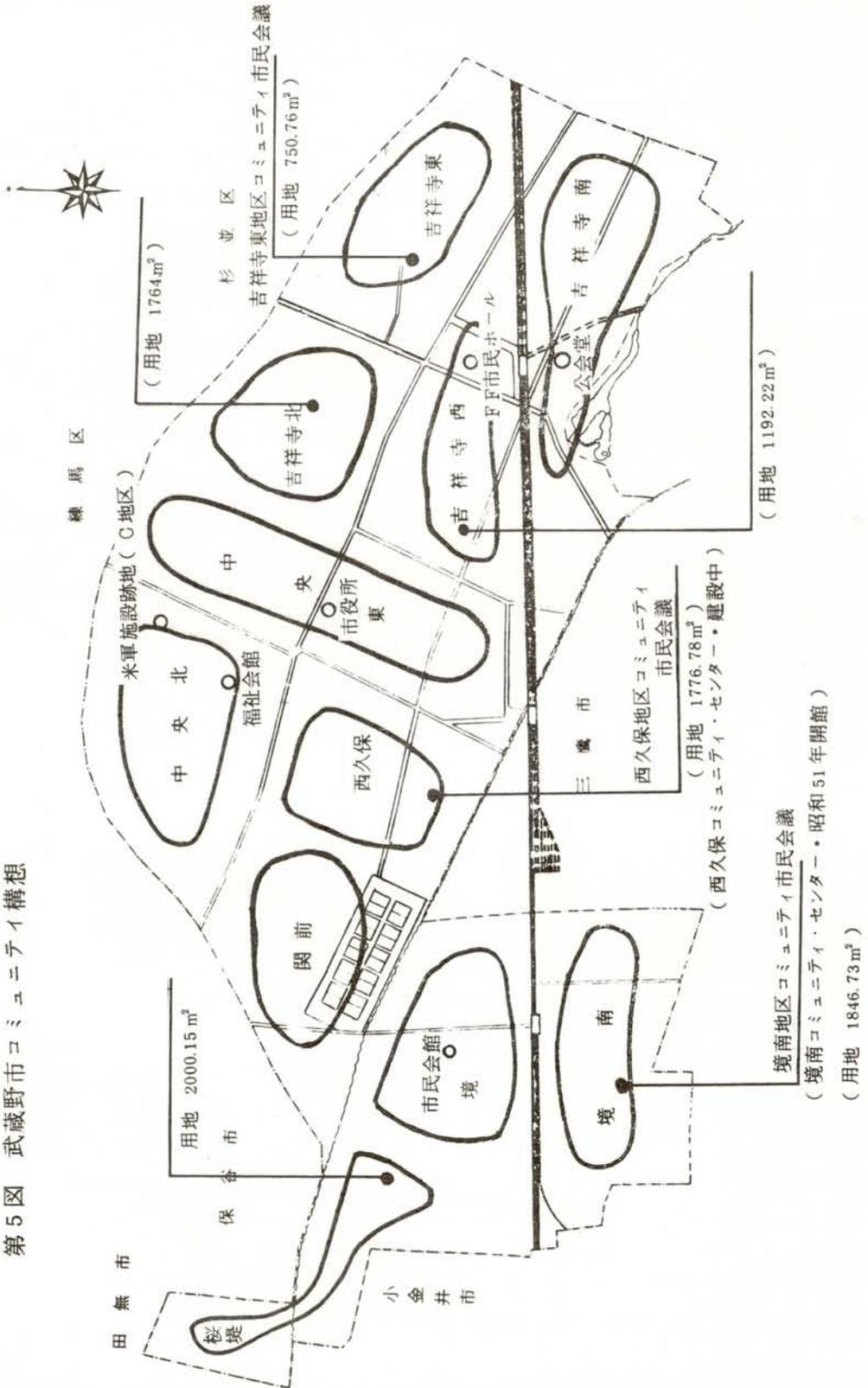
<下水道化の経緯>

全市完全下水道化計画は着実に進捗し、未普及地区はあますところ第3処理区（93ha）のみとなり、普及率は90%をこえた。しかし、第一次調整計画では、50年度完成を目標としていたが、49年度の総需要抑制などにより一年おくれになり、そしてまた、最終段階で大きな障害に直面している。

建設省の新方針により、今後に着工する部分については、汚水と雨水の分流式となるが、第3処理区の汚水は田無・保谷の公共下水道をへて、東京都荒川右岸流域下水道計画による管渠と柳瀬下水処理場に流入することになっている。ところが、この荒川右岸流域下水道計画の進捗が大幅におくれているため、第3処理区の汚水整備計画、石神井川排水区の雨水整備計画の完成時点は流動的である。

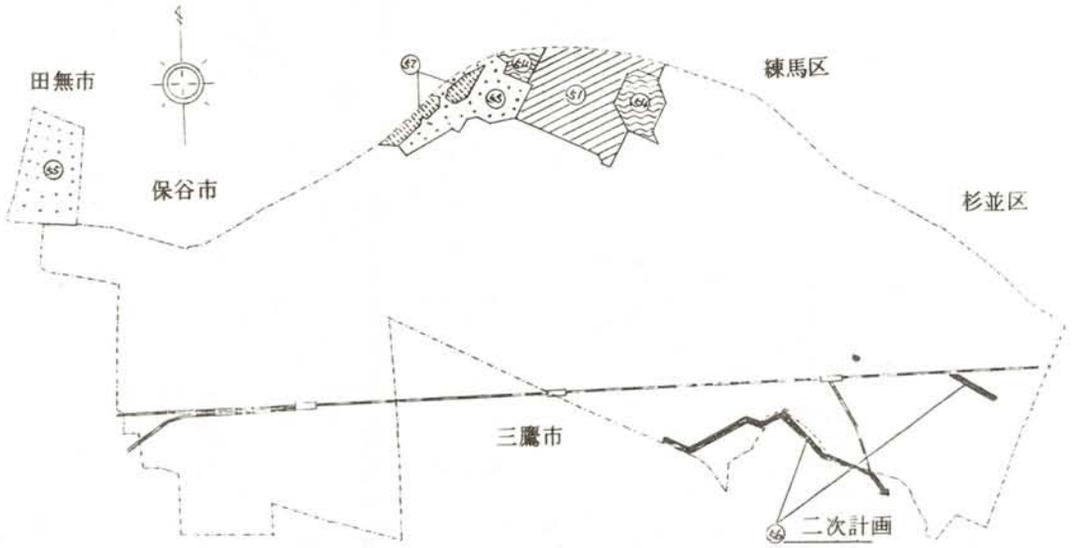
- ① そこで、荒川右岸流域下水道建設の早期実現のために、その責任を負う東京都に対して、関係市一体となって促進運動をおこなうものとする。（理事者、下水道部）

第5図 武蔵野市コミュニティ構想

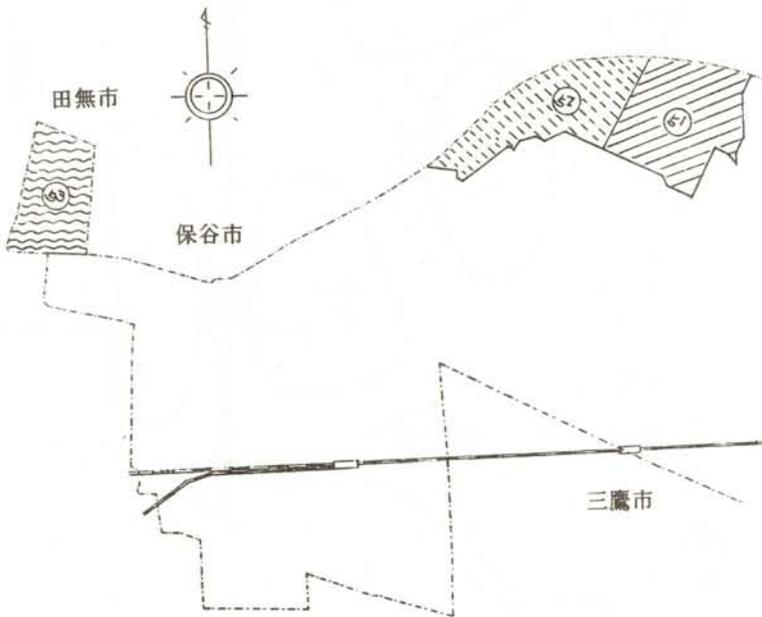


第6図 下水道整備計画

石神井排水区雨水整備及び二次計画



第3処理区汚水整備計画



- ② 当面は、第3処理区の污水管の敷設を53年度までにおこない、また石神井川排水区の雨水管の敷設を55年度までにおこなう。

なお、污水管の敷設が完了しても、荒川右岸流域下水道建設が進捗しないかぎり、污水の排水は現実にはおこなえないこととなるので、この点に関し関係地域住民に十分な広報活動をおこない、その了解をえるようにつとめる。(下水道部)

- ③ 下水道の普及にともない、従来無料化されていたし尿処理は、一件あたりの単位経費のいちじるしい高騰が予想されるので、水洗化率の上昇のために私道の市道化、私道上の下水道敷設基準の再検討、私道をめぐる紛争ならびに家主と借家人間の紛争処理などの措置を講じながら、法定の水洗化改造義務期限(3年)を超えたものについては、実費負担の原則の適用を考慮する。(理事者、市民部清掃事務所、下水道部)
- ④ 50ミリ降雨時にも出水を防止できるようにするため、下水道の第二次計画について準備する。(下水道部)
- ⑤ 本市は、排水処理をすべて他地区に依存しているので、総排水量およびピーク時排水量を極力抑制しなければならない。そこで事務所事業所による地下水の下水放流について適切な対策を講じ、市の施設における節水運動をおこなうとともに、市民に対しても、家庭における水使用の節約、污水排水量の減少について努力を要請する。(下水道部、水道部)
- (4) 吉祥寺駅周辺再開発計画
- ① 引き続き、武1・3・1号線の立体交差と道路築造(井の頭線高架下—A道路と井の頭通りとの連結)、北口駅前広場の築造、市190号線(区画道路—F&Fビル・平和通り間)の築造をおこない再開発計画の完成をはかる。(開発事務所、用地部、建設部)
- ② 都道2・2・9号線(公園通り)および都道2・2・4号線(平和通り)の拡幅を促進するため、都に強力に働きかける。(開発事務所)
- ③ 既定の計画にそって、駅周辺に公共広場を確保し、大量輸送システムを整備するとともに、自家用車によるショッピングの抑制等、吉祥寺駅周辺の交通規制について、地元市民ならびに関係機関とともに検討する。(開発事務所、市民部公害交通課)
- ④ 風紀・防犯・環境衛生問題など、繁華街化(商住近接)にとまなうもろもろの

生活環境悪化に対処するため、新たな条例または指導要綱による強力な規制措置を検討する。（理事者、市民部経済課、市民部公害交通課、市民部緑と花の課、教育委員会社会教育課）

- ⑤ 上記④の諸問題は行政のみで十分に対処できるものではない。そこでこれらについては、地元市民を中心とした市民連帯の自主的な対応策を期待する。なお、市は、駅周辺対策について、関係各課間の協力態勢を確立する。（理事者、総務部庶務課、市民部公害交通課、教育委員会社会教育課）
- ⑥ 当面の応急策として進めてきた駅周辺の自転車置場設置については、問題点が多いので、自転車問題につき抜本的に再検討する。（市民部公害交通課、開発事務所、用地部、建設部）
- ⑦ 吉祥寺駅南口から井の頭公園への誘導道路の整備について検討する。（開発事務所）
- ⑧ 西荻窪一吉祥寺間の国鉄高架下の適切な利用方法について、また、公園通りと税務署通り間の高架下の歩行者用横断道路の開設について国鉄中央高架駅と精神的に協議する。（開発事務所）

(5) 中央地区整備計画

- ① 武2・2・3号線の築造と、これにともなう三鷹駅北口広場の整備をおこなう。（用地部、建設部）
- ② 中央通りのグリーンベルト整備をさらに延長する。（市民部緑と花の課）
- ③ 米軍施設跡地C地区の市への売却方針が決定したので、その購入をおこなう。市民センター建設問題の進展と併行して、中央市民公園計画（市営陸上競技場、市営運動場、C地区）の立案をおこなう。（緑化市民委員会、市民部緑と花の課、教育委員会体育課）—第6章の(1)の④の一部再掲
- ④ 当面の応急策として進めてきた駅周辺の自転車置場設置については、問題点が多いので、自転車問題につき抜本的に再検討する。（市民部公害交通課、開発事務所、用地部、建設部）

(6) 武蔵境駅周辺地区開発計画

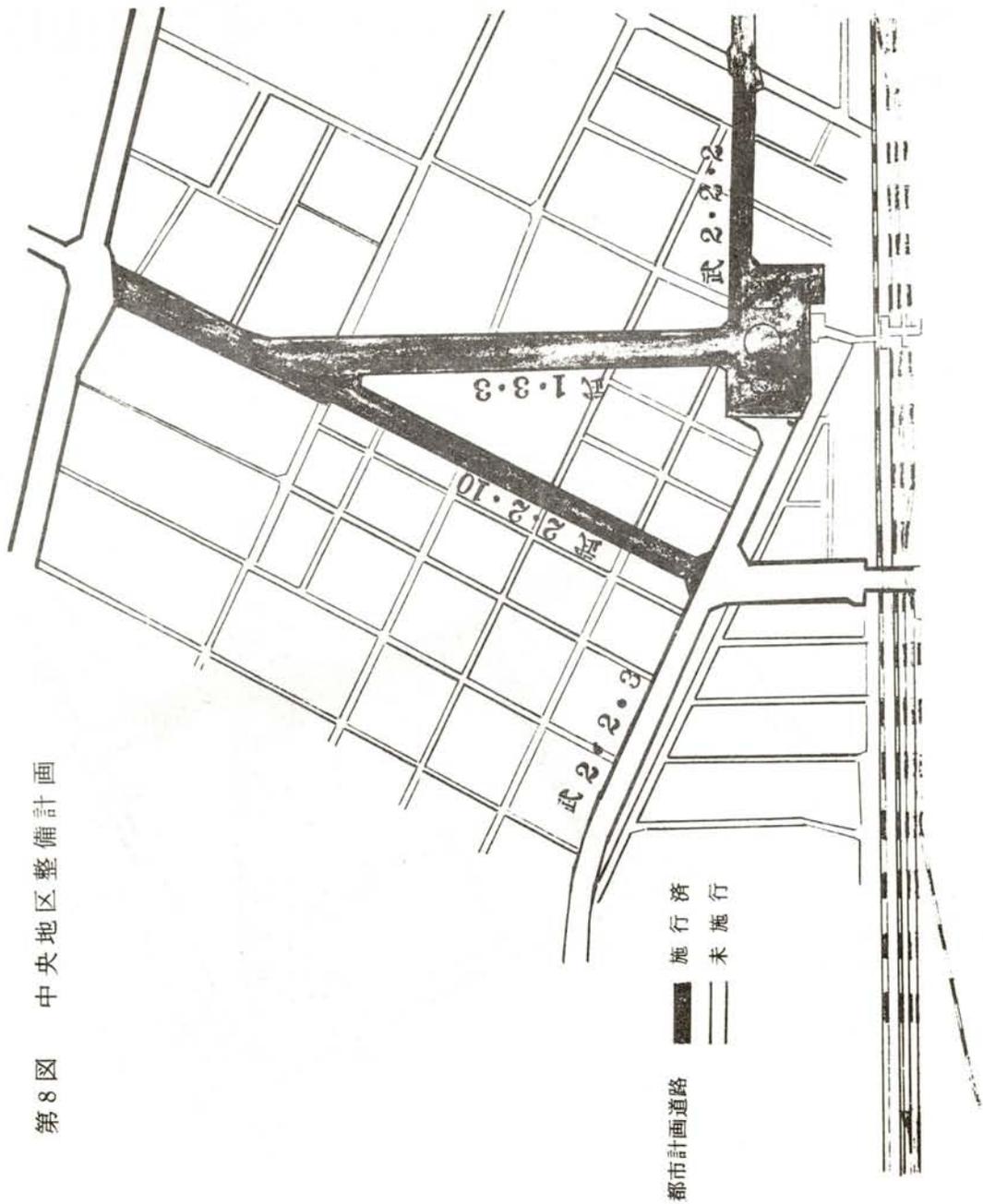
- ① 武蔵境駅南口の用地買収が進展しているので、これをさらに進めるとともに、武2・2・11号線へ連続する駅前広場の築造と、武2・2・16号線の築造をおこなう。（用地部、建設部）

第7図 吉祥寺駅周辺再開発計画

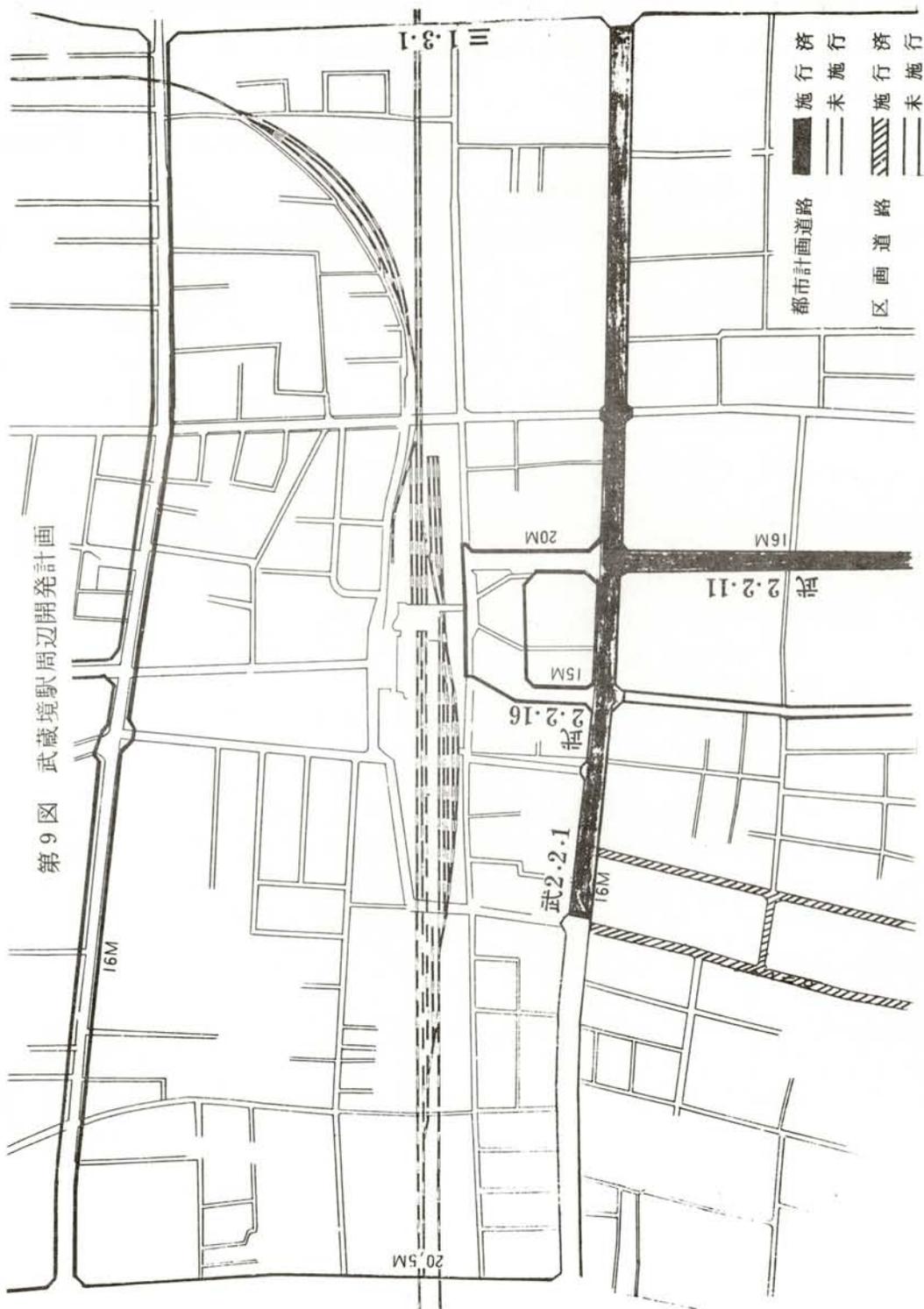


都市計画道路
 施行 未施行
 区画道路
 施行 未施行

第8図 中央地区整備計画



第9図 武蔵境駅周辺開発計画



- ② 農林省食糧倉庫の移転について、関係方面と協議する。(開発事務所、用地部)
- ③ 武蔵境駅北口周辺の整備については、地元市民からの積極的盛りあがりを待って検討するものとし、行政先導の過剰開発に陥らないように、とくに配慮する。
(開発事務所)
- ④ 国鉄線の高架化と立体交差化による南北交通の円滑化のため、さらに積極的に運動する。(理事者、開発事務所)
- ⑤ 駅周辺の自転車問題について検討する。(市民部公害交通課、開発事務所、用地部、建設部)

第7章 転換期の三つの優先事業

財政状況の悪化により、建設事業費の枠は当分の間、大幅に縮小せざるをえないので、今回の調整計画では、道路事業をはじめ、各種施設の新増設事業は全般に厳しく抑制するとともに、稀少な建設事業費を重点的に配分する。

そこで、重点的な投資対象として、まず『長期計画』の実現をはかる趣旨から、前記の六大事業計画の推進と、境北小学校および本宿小学校の増改築による学校鉄筋化計画の完成とを最優先し、ついで、以下の三事業を優先することにする。

(1) ゴミ処理施設の建設

<ゴミ問題の経緯>

今日、武蔵野市は、可燃ゴミ処理施設、不燃ゴミの運搬中継地および最終処分地の問題をめぐってきわめて困難な事態に直面しており、その解決は、ますます緊急の課題となっている。この事態に対処するため、市が可燃ゴミの自市内処理の基本方針をたて、清掃対策本部を発足させ、市議会に廃棄物対策特別委員会が設置されてから、すでに久しい。そして、現在は、武三衛生組合においても、真剣かつ慎重な討議が続けられている。

その意味でも、武三衛生組合による可燃ゴミ処理施設の建設は、この調整計画期間中もっとも緊急に対処すべき最大の難問である。

- ① この緊急かつ最大の難問を処理するため、清掃関係部門を強化充実する。(理事者)
- ② 可燃ゴミ処理施設の建設にあたっては、まず技術的にもっともすぐれた処理システムの選定をおこない、ついで、処理施設建設地周辺にむしろ利益となるような総合的方策を検討し、最後に建設予定地を選定するものとする。(理事者、清掃対策本部、市民部清掃事務所)
- ③ 不燃ゴミの運搬中継地、あるいは恒久的な前処理施設を含めた運搬中継地の確保についても、周辺地に対する方策を考えた上で、勇断をもって用地の選定をおこなう。(理事者)
- ④ 大型・不燃ゴミの最終処分については、広域的処理が必要不可欠なので、都に対して三多摩地域処理システムの確立を、さらに強く要請する。(理事者)
- ⑤ ゴミの減量、収集・運搬の効率化、有価物の分別収集、資源再利用の方法を開

発し、活発な市民討議の展開によって市民の理解と協力を拡大する。(清掃対策市民委員会、市民部清掃事務所)

- ⑥ また、各種市民グループによる自主的な不用品交換会の開催、不用品交換ルートの確立を期待し促進する。(市民部経済課)

(2) 市民センターの建設

<市民センター建設構想の経緯>

- ① 『長期計画』は、「市民センターとしての市庁舎改築」と題して、「新庁舎は、市民ホールや各種集会のためのスペースなどをもった総合的な機能をいとなむ施設となるべきである」とのべ、市庁舎と市民ホール等各種集会施設を一体化した総合的市民センターの建設構想を決定した。
- ② また、市議会が議決した『基本構想』においても、「市民センターとしての市庁舎改築」と題して、「新しい庁舎は市民が親しめ、武蔵野市のシンボルとなるような市民センターでなければならない」と定められた。
- ③ その後設置された、市民センター建設市民委員会は、この『基本構想・長期計画』の基本方針にのっとり、市庁舎と市民諸施設を総合した、より具体的な市民センター構想を提言した。
- ④ また、庁内に設けられた市民センター建設庁内会議も、市庁舎と市民諸施設統合を前提にした具体案を検討し提言した。
- ⑤ そこで、昭和49年9月、市長は市議会全員協議会に対して、アメリカンスタイル跡地を建設予定地とする、市庁舎、市民ホール、市民集会施設を一体化した「市民センター建築構想案」を提示し、市議会は、市民センター建設特別委員会を設けた。
- ⑥ 昭和50年3月の市議会定例会に提出された市民センター建設特別委員会報告書は、その「結び」において、「市長案としてだされた市民センター建築構想は、時間的制約をうけ、十二分な審議を尽せなかったことは誠に心残りである。しかし、現市庁舎は、老朽化がはげしく危険であるため、早急に建設すべきであるが、『市民センター建築構想案』をみると、①防災、②財政面、③利用者の交通の便、等に問題があり、市庁舎、市民ホールは分離すべきである、との意見が強く、総合的に再検討すべきである」とのべている。そして、この報告書は市議会本会議において、全員によって了承された。

武蔵野市清掃対策市民委員会

ごみ問題現状一覽表

昭和48年12月6日作成
昭和51年8月1日改訂

ご意見、ご批判を清掃対策市民委員会におよせください。
◎宛先 武蔵野市中町3-9-11 武蔵野市市民部清掃事務所
電話 0422-51-5131(代表) 内線 325,326,327

基礎データ	製造・販売	排出方法	ごみの種類	料金	収集と運搬	計量、一時保管、分類	焼却処理	終末処理	再生利用	参加システム	機構問題
基礎データ	製造・販売	人口……134,900人 世帯……54,343世帯 停留所……4,000 容器の使用内訳推定(%) ポリバケツ 5 30 65	ごみの種類	現行料金は 昭51.8改訂	班別 混合班 18 54 不燃物班 5 15 特別班 4 12 粗大ごみ班 2 6 子 籠 6 12 業者 不燃物班 10 20	ごみの量(年量+収量日) 年 不燃物 臨時・粗大ごみ 49 平均17t 2,550 1.5t 50 平均19t 2,568 1.6t	三鷹市新川1-6-1 ふじみ工場 (電話 0422-43-0894) 焼却能力…360t/24h 当市より片道7km 年 1日平均ごみの量 50.1の 49 武蔵野 103t 103t 103t 三鷹 102t 102t 102t 50 武蔵野 112t 2,611t 119t 三鷹 110t 2,696t 112t	羽村町羽武武蔵野4133 面積 21,106㎡(6396坪) 容積 63,300㎡ 当市より片道30km 多摩大橋公園 府中市役所2-15 (電話 0423-61 2391) 当市より片道10km	資源回収業者 三容 吉祥寺東町 電話22 興運 2-23-16 2935 金沢 藤町 51 商店 1-3-24 9653 高橋 関前 51 商店 4-16-5 6644	昭和50年度 清掃経費 (決算より……単位円) 市町村名 1トンの ごみ1トンの 住民1人 当り経費 市平均額 16,185 4,049 1 八王子市 22,041 4,871 2 多摩市 21,929 6,471 3 武蔵野市 21,533 5,405 4 東村山市 20,220 4,381 5 狛江市 19,500 4,712 6 調布市 18,857 5,082 7 小平市 18,134 4,383 8 橋本市 17,930 4,565 9 国立市 17,818 3,926 10 町田市 17,314 3,395 11 青梅市 17,108 4,201 12 国分寺市 17,077 4,279 13 小金井市 16,600 4,244 14 三鷹市 16,011 3,560 15 清瀬市 15,697 3,477 16 昭島市 15,663 4,127 17 保谷市 15,349 3,571 18 東大和市 15,111 3,494 19 武蔵村山市 14,862 3,343 20 府中市 14,812 5,272 21 福生市 14,490 3,862 22 田無市 13,540 3,832 23 立川市 11,488 3,582 24 東久留米市 11,288 3,060 25 日野市 9,044 2,732 26 秋川市 7,203 1,456 町村平均額 10,680 9,217 1 奥多摩町 23,163 4,229 2 日の出町 16,059 2,380 3 羽村町 14,069 2,953 4 五日市町 9,606 2,302 5 瑞穂町 9,240 2,606 6 大島町 8,162 3,852 7 八丈町 4,253 11,559 8 新島本村 2,513 9 松原村 10 三宅村 11 神津島村 891 50,560	
	ごみの流れ	企業 製造 販売	家庭 ごみ停留所	事業 ごみ停留所	料金	収集と運搬	計量、一時保管、分類	焼却処理	終末処理	再生利用	参加システム
検討事項	製造関係 1. 浪費、使い捨て問題 2. 各種製品の処理適正問題 イ. 過剰包装 ロ. 処理困難容器(カンピ ール、ポリ容器等) ハ. 使い捨て容器 3. 処理困難物(自動車等) 4. 有害物(PCB等) 5. 容器の回収責任	家庭ごみ 1. 自己処分の助行(家庭焼却等の 公害に留意) 2. 減量の徹底 3. 分別の徹底(分別方法の研究) 4. 不適正排出の防止(投棄、不洗 濯) 5. 水切りの徹底 6. 共同住宅の排出責任者の明確	事業 ごみ停留所 1. 自己処分の徹底 2. 不法排出、投棄の禁止 3. 飲食店街のごみ排出問題	料金 1. 料金体系の検 討 イ. 容積別料金 ロ. 累進型料金 ハ. 排出者別 料金 2. 大規模処理手 数の検討 3. 枝木料金問題 4. 清掃経費の検 討	1. 年末年始、連休の収集休みの問題 2. 収集方法の研究(週休2日制への 移行にともなう週2回収集復帰問 題) 3. 有価物収集方法の研究 4. 民間委託問題 5. 収集運搬コスト削減の問題 6. 技術改革問題(輸送車輸送方法等)	1. 中継所の設置問題 2. 破砕機、選別機、圧縮機問題 3. 分別の徹底問題	1. 焼却工場の公害防止問題 2. 焼却工場新設問題 3. 処理施設の技術改革問題	1. 処分地の広域解決と確 保 (東京都の主導による市町 村共同事業の推進) 2. 技術改革問題	1. 再生有効利用方法の検討 2. 払下げ代金問題 3. 再生、有効利用市民運動 との提携、協力)	1. 広帯体制の確立 2. ごみ問題対策用パン フレット作成 3. 小、中学生に対する 見学、教育 4. ごみ対策市民運動と の協力提携 5. ごみ関係市民団体と の協議 6. 修繕市、交換市等の 開催 7. 市民と職員とのプロ ジェクトチーム編成 8. 都、国に対する要望	1. 清掃対策本部の充実 2. 部制の確立問題
	商店関係 1. 自動販売機問題 2. 過剰包装 3. 処理困難容器 4. 容器の回収責任	事業 ごみ停留所 1. 自己処分の徹底 2. 不法排出、投棄の禁止 3. 飲食店街のごみ排出問題	ごみ停留所 1. 定日定時排出 イ. 街路 ロ. バス停留所 ハ. 繁華街	1. 料金体系の検 討 イ. 容積別料金 ロ. 累進型料金 ハ. 排出者別 料金 2. 大規模処理手 数の検討 3. 枝木料金問題 4. 清掃経費の検 討	1. 年末年始、連休の収集休みの問題 2. 収集方法の研究(週休2日制への 移行にともなう週2回収集復帰問 題) 3. 有価物収集方法の研究 4. 民間委託問題 5. 収集運搬コスト削減の問題 6. 技術改革問題(輸送車輸送方法等)	1. 中継所の設置問題 2. 破砕機、選別機、圧縮機問題 3. 分別の徹底問題	1. 焼却工場の公害防止問題 2. 焼却工場新設問題 3. 処理施設の技術改革問題	1. 処分地の広域解決と確 保 (東京都の主導による市町 村共同事業の推進) 2. 技術改革問題	1. 再生有効利用方法の検討 2. 払下げ代金問題 3. 再生、有効利用市民運動 との提携、協力)	1. 広帯体制の確立 2. ごみ問題対策用パン フレット作成 3. 小、中学生に対する 見学、教育 4. ごみ対策市民運動と の協力提携 5. ごみ関係市民団体と の協議 6. 修繕市、交換市等の 開催 7. 市民と職員とのプロ ジェクトチーム編成 8. 都、国に対する要望	1. 清掃対策本部の充実 2. 部制の確立問題

① なお、昭和50年5月20日発行の『武蔵野市議会報』№151は、この件につき、「庁舎、ホールは分離」という見出しのもとに、その最終の部分で、「現庁舎は老朽化がはげしく危険であり、早急に建設すべき点は異論はなかった。しかし、①防災、②財政面、③利用者の交通の便、などに問題があり、市庁舎、市民ホールは分離すべきである。との意見が強く、総合的に再検討を要する、との結論であった。

なお、時間的に制約をうけ、十二分な審議を尽せなかったことは誠に心残りであった」と報じている。

② 以上のような市議会の意向を斟酌した市長は、総合的な市民センター構想の推進を断念せざるをえないと判断し、あらためてアメリカンスクール跡地における新市庁舎単独の建設構想を市議会に提示して、今日にいたっている。だが、市議会内には、先の特別委員会報告と本会議の了承の趣旨について、その解釈をめぐる意見の対立があるようである。

③ このような状況をふまえ、以下の処置を提案したい。まず第一に、アメリカンスクール跡地の利用計画の確定と買取りは大蔵省関東財務局との折衝の経緯からいっても、これ以上の遅延は許されない情勢下にあるので、新市庁舎と市民ホールを統合するのか分離するのかについて議会の意向を最終的に確認し、おそくとも昭和52年度初頭までにアメリカンスクール跡地の利用計画を確定する。（理事者）

④ 第二に、議会が分離案を選ぶときには、新市庁舎は、これまでの大蔵省関東財務局との折衝の経緯および現庁舎用地の狭隘さ、新築移転の便宜等から考え、アメリカンスクール跡地に建設するものとし、市民ホールは現市庁舎跡地を第一候補として検討する。（理事者）

⑤ 第三に、議会が分離案を選ぶときには、現庁舎の老朽化による危険、職員の執務環境の劣悪さ、新築移転の便宜等から考え、アメリカンスクール跡地における新市庁舎の建設を先行させる。なお、新市庁舎は、市政100年の大計に対応しうる十分な余裕をもって設計し、その会議室等は市民の利用にも開放する。（市民センター建設本部、企画部企画課）

⑥ 第四に、新市庁舎の完成時まで、大量反復・多量計算業務の電算化計画、文書管理システム・物品管理システムの改善計画、市政資料センター計画等を、職

員組合とも協議して、策定する。なお、電算化計画について、プライバシー保護問題が主たる争点となって、計画の進行が暗礁に乗りあげるようなときには、関係各課職員のほかに、専門家市民および職員組合の代表を参加させたプロジェクトチームでプライバシー保護問題を検討する方法も考えられる。(企画部企画課、関係各課)

- ⑤ 第五に、議会が分離案を選ぶときには、市民ホール建設積立基金の強化をはかるとともに、あらためて市民参加のもとに市民ホール建設構想を立案し、この調整計画期間中に市民ホールの建設に着手する。(理事者)

(3) コミュニティ・センターの建設

コミュニティ市民会議の発展とコミュニティ・センターの建設は、転換期の基本課題の一つである「市民自治の展開」のかなめをなすものであり、また六大事業計画の一つでもあるので、これを優先する。

計画の詳細は、第4章の(3)、および第6章の(2)に記載したので、再掲を省略する。